

地域医療を守り公立病院等の維持・存続を求める意見書

厚生労働省は9月26日、全国の公立・公的病院のうち、424の病院を、一方的かつ名指しで、「再編や統合の議論が必要な」医療機関との発表を行いました。各自治体に20年9月までの方針決定を迫り、当該自治体からは「地域の実情を考慮していない」「リストを返上すべき」など、疑問と批判の声が相次いで出されています。

地域医療構想や医療費適正化計画の影響で、病床の削減や入院の短縮化による病院追い出し、病院のたらい回しなど「患者難民」が増え続けています。地域のニーズをしっかりと把握し、必要な病床を確保するため、制度を見直さなければなりません。また、地域における医療施設の機能分化を明確にし、院内・病院間・地域の医療の連携を強化して、情報の共有を行うシステムづくり、救急搬送システムや受け入れ医療機関の確保に責任を果たせるよう、国の援助を強化することも急務であります。

さらに、地域における医師や看護師など医療従事者の不足は深刻であります。医師不足地域に医師を確保する取り組みや、看護師とコメディカルスタッフの増員や労働条件の改善も喫緊の課題となっています。とりわけ北海道において広大な面積、積雪・寒冷といった地理的条件や気象条件、重ねてJRなど公共交通機関の削減が進行し通院の足が奪われ、医療過疎が深刻な地域課題となっています。

こうした状況の中、公的病院等の会計制度が公営企業会計制度に変わり、赤字経営が演出され、統廃合や民営化を全国の自治体に迫っています。政府が、赤字や採算を理由に再編・統合を打ち出し、民営化を求める圧力がこの流れに拍車をかけています。国公立病院のみならず、日赤病院や社会保険病院、厚生年金病院、労災病院などの公的病院の乱暴な統廃合、民営化や売却は、地域と命の切り捨てにつながるものであり、決して認めることはできません。

よって国会及び政府においては、下記の事項について実現するよう強く求めます。

記

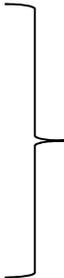
- 1 公立・公的病院の一方的な再編・統合の議論をやめること。
- 2 地域医療を守るため公立・公的病院の維持・存続をはかること。
- 3 地域医療構想を進めるにあたっては地域や地方自治体の意向を十分に尊重すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年12月20日

北海道名寄市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
財務大臣



宛